

# 令和5年度 壱岐市社会福祉協議会事業計画

## 【基本方針】

独居世帯の増加やコロナ禍において顕著化、加速した地域のつながりの希薄化は、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、家の中に引きこもる可能性が高い高齢者が増加する恐れがあります。このような状況において、壱岐市社会福祉協議会では、地域住民や団体と協力し、独居高齢者の実情を把握するとともに、早期に必要なサービスの利用を勧めることで、孤立化を防ぎ、健康で、安全・安心な社会を築く活動を実施します。

また、法人後見事業では、11月に中核機関を立ち上げ、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の要となる司令塔として、地域連携ネットワークの強化を行います。

一方、介護保険事業は大変厳しい運営状況にあり、収益減収の壁に突き当たっており、コロナ禍変更による、さらなる感染予防の徹底と、利用者激減、利用控えに対するサービス提供方法の在り方、組織や体制の大幅な見直しを要します。

増収に向けての数値目標（利用満足度UP、利用率UP、利用事故減）を掲げ、利用者主眼で選ばれるサービスへの取り組みを実行し、まだ払拭できていない支所ごとの考えを壱岐市社協としての考えへ転換させ、職員が課題に向け一丸となり、社協の価値観や強みを拡げてまいります。

## 【事業実施計画】

### I 法人運営事業

#### 1. 法人運営事業

予算の適正かつ効果的、効率的な執行と経費節減、持続可能な財政運営を推進します。

- ① 予算計上は、目的・目標を定め積算、分析の徹底を行う。
- ② 職員個々がコスト縮減意識を持ち、事業事務経費の削減、業務効率化に努める。
- ③ 職員行動計画に基づいたPDCAサイクルによる業務改善・改革の推進に務める。
- ④ ICT（情報通信技術）を活用した分析、見える化による事業事務経費の節減に努める。

#### 2. 組織・機能・経営基盤の強化

事業運営の透明性の向上、財務規律の確保、地域における公益的な取組に努め、市民の信頼に応える法人運営を進めます。

- (1) 介護事業組織部門の見直しの検討
- (2) 組織・経営基盤強化計画第2期の策定
- (3) 情報処理システムの効率化

#### 3. 人材育成の充実

職員行動計画作成の実施と体系的な研修等も含めた職員育成を行い、次世代を担う人材を確保するための新規職員の増員、将来を見据えた適正な人員配置を行います。

- (1) 資格取得の支援及び各種研修の実施による職員の資質の向上
- (2) 職員行動計画の作成、実施と検証

(3) 地域の人材育成、災害ボランティアや実務者など育成強化

## II 地域福祉事業

### 1. 地域福祉活動の推進

独居高齢者等の孤独死を防止するため、民生委員児童委員協議会と連携し、独居者の情報を共有する、「地域包括ネットワークづくり」を実施します。

また、地域住民が直面する様々な生活課題・地域課題を理解するとともに、その課題を住民が主体的・自主的に解決していくための地域福祉計画に基づいた地域福祉活動計画を策定し、地域共生社会の実現を目指します。

(1) 民生委員児童委員協議会との連携強化と独居高齢者等の情報共有及び見守り活動

(2) 企画・広報事業

① 社協だよりの発行

② ホームページを改良し、見やすく活用し易いものへリニューアル

(3) 地域福祉活動計画第2期の策定

### 2. 介護予防事業の推進

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、地域住民の協力のもと、高齢者や地域住民が気軽に集い、交流を深め、生きがいと健康づくりを推進し、閉じこもりや寝たきりにならないよう、自立生活の助長を図ることで介護予防に繋げ、高齢者の在宅生活を支援します。

(1) 介護予防教室（はつらつ元気塾）の実施

(2) ふれあいサロンの設置増強と支援

### 3. ボランティアセンター事業

ボランティアセンター機能の充実を図り、ボランティアの育成や活動の支援をもって「支え合う福祉のまちづくり」を行います。

(1) ボランティアセンターの運営整備

(2) ボランティアの集いの開催による地域ボランティアの育成

(3) 福祉体験学習等による福祉教育の推進

(4) ボランティア協力校との連携

(5) 壱岐市との災害ボランティアセンター協定締結と、実働訓練の実施

### 4. 総合相談支援体制の強化

中核機関を立ち上げ、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の要となる司令塔として、地域連携ネットワークの強化を行います。

総合相談支援体制を整備し、相談機能の充実を図り、地域の様々な生活課題を積極的に把握し、関係機関連携のもとに問題解決に努めます。

(1) 法人後見事業の推進

(2) 日常生活自立支援事業の推進

(3) 生活困窮者自立支援事業の推進

(4) 心配ごと相談事業の推進

## 5. 生活福祉資金貸付事業

金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な所得の少ない世帯、障害者や、介護を要する高齢者が同居する世帯に対し、必要な資金の貸付けの相談はもとより、生活の安定を図ることを目的に相談援助を行います。

- (1) 県社協生活福祉貸付事業の受託
- (2) 市社協福祉資金貸付事業

## 6. 各種募金事業の推進

各種募金活動の普及と啓発を行い、福祉活動の浄財確保に努め、地域福祉の増進を図り、国内外の災害支援や、地域での支え合い活動の醸成に努めます。

- (1) 赤い羽根共同募金活動の推進  
つながりワーカー養成研修の実施
- (2) 日本赤十字社資募集協力
- (3) 長崎県殉国慰霊奉賛会会費勧募協力
- (4) 24時間テレビチャリティー募金協力

## Ⅲ 介護保険事業

### 1. 介護保険事業等の経営

増収に向けての数値目標を掲げ、利用者主眼で選ばれるサービスへの取り組みを実行し、実質的な利用者増を目指します。

また、感染症を施設内に持ち込まないための対策徹底を継続するとともに、利用者の立場を尊重した質の高いサービスを継続して提供します。

更に、介護認定を受けた方が、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、現状の生活スタイルに合わせたサービス体制の在り方や、その体制・組織の体制見直しを図り、職員の資質の向上に努めます。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問介護事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 通所介護事業
- (5) 福祉用具貸与事業
- (6) 特定福祉用具販売事業
- (7) ゆうゆうお達者クラブ事業
- (8) 配食サービス事業の受託
- (9) 外出支援サービス事業の受託

## Ⅳ 障害者福祉事業

### 1. 障害者福祉活動の推進

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、サービスの提供体制の充実を図り、職員の資質の向上に努め、利用者とその家族の在宅生活を支援します。

また、長崎県ユニバーサルツーリズムセンターと提携し、壱岐への旅行客のうち介護が必要な方へ、宿泊施設等での入浴介助サービスを主とする介護サービスを提供し

ます。

- (1) 障害者配食サービス事業の受託
- (2) 障害者ホームヘルプサービス事業の受託
- (3) 障害者相談支援センター事業
- (4) 障害児・者日中一時支援事業の受託
- (5) 放課後等デイサービス事業
- (6) 障害児通所入浴サービスの受託
- (7) 障害者移動支援事業の受託
- (8) 障害者訪問入浴サービスの受託
- (9) 障害程度区分認定調査の受託
- (10) ユニバーサルツーリズムの展開

## **V 子育て支援事業**

### **1. 地域子育て支援拠点事業の推進**

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の生活の安定と児童の健全育成を支援します。

- (1) 放課後児童クラブの受託
  - ①市内4拠点（郷ノ浦、勝本、芦辺、石田）で実施
- (2) 地域子育て支援拠点事業の受託  
勝本町かざはや内で実施
- (3) ファミリーサポートセンター事業の受託
- (4) おもちゃ図書館の運営